

事務連絡
令和5年9月26日

都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

こども政策担当部局 御中

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付

「こども若者いけんの会」、「こども若者パブリックコメント」、「公聴会（子育て当事者向け）」及び「パブリックコメント」の周知について（依頼）

平素より、こども施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁においては、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定に向けた議論を進めており、現在こども家庭審議会において中間整理を取りまとめているところです。

そこで、中間整理について、こども・若者の皆さんから意見を聴く取組として、下記のとおり、「こども若者いけんの会」及び「こども若者パブリックコメント」を行います。集まった意見及び当該意見に対する対応方針は、こども家庭庁 HP 上で公開する予定です。

本取組は、これまで大人目線で考えられてきたこども・若者施策を、こども・若者目線の施策へと変えるために重要であり、広くこども・若者、子育て当事者に参加いただきたく、この度、別添のとおり周知用のチラシを作成いたしました。

貴部局におかれましては、所管の児童養護施設や障害児入所施設等の児童福祉施設等を通じたこども・若者への取組周知及び管内の保育園やこども家庭総合支援拠点等を通じた子育て当事者への取組周知に御協力をお願いいたくとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村への周知の依頼をお願いいたします。

また、異なる部局が所管するこどもに関係する機関や施設等がある場合には、当該担当部局に展開いただくとともに、周知の依頼をお願いいたします。

なお、本事務連絡と同内容のものを、文部科学省を通じて各教育機関あてに周知を依頼しておりますことを申し添えます。

記

1. こども若者いけんの会

日時：令和5年10月15日（日）

9時30分～10時30分（小学生年代対象）

11時15分～12時15分（中学生年代対象）

13時30分～14時30分（高校生年代～20代対象①）

15時15分～16時15分（高校生年代～20代対象②）

方法：オンライン

人数：各回50人まで

2. こども若者パブリックコメント

日時：中間整理取りまとめ次第～令和5年10月22日（日）（予定）

方法：こども家庭庁 HP からの提出 又は 書面により郵送で提出

対象：こども・若者であれば誰でも参加可能

3. 公聴会（子育て当事者向け）

日時：令和5年10月14日（土）10時～12時

方法：オンライン

対象：高校生年代までのお子様がいる子育て当事者の方

人数：100組まで（親子での参加も可能）

4. パブリックコメント

日時：中間整理取りまとめ次第～令和5年10月22日（日）（予定）

方法：e-Govで実施（こども家庭庁HPからe-Govに遷移）

対象：制限なし

（別添）チラシ

【本件担当】

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付企画調整係

TEL：03-6860-0115（直通）

MAIL：sougouseisaku.kikakuchousei@cfa.go.jp

(別紙)

<参考：周知方法の例>

◎SNSでの拡散

- ・こども家庭庁のInstagram及びX(旧Twitter)アカウントにおける本取組に関する投稿の拡散・紹介

★Xでの投稿

https://twitter.com/kodomokatei/status/1703962244005150871?s=46&t=LSFwvtrW8Mbz_YwNNEbSDw

★Instagramでの投稿

https://www.instagram.com/p/Cxco01kr7Ls/?utm_source=ig_web_button_share_sheet

※今後も投稿予定です。

(・本取組に関するこども家庭庁のHPリンク

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/iken-boshu/>)を各自治体のSNSアカウント等で紹介

◎チラシ・パブリックコメント用記入用紙(※)の画像データの活用

- ・各自治体における広報活動への活用
- ・所管する施設の利用者等へのデータ配布

◎チラシ・パブリックコメント用記入用紙の掲示又は配布(画像データからA3又はA4で印刷)

- ・こども・若者、子育て当事者や、こども・若者の健やかな成長の支援にかかわる大人等が利用する施設等へのチラシ掲示・記入用紙配布
- ・各自治体におけるこども・若者の相談窓口等へのチラシ掲示・記入用紙配布

※パブリックコメント用記入用紙について

パブリックコメント開始次第、こども家庭庁HPにデータを掲載します。

1 インターネット上の情報にアクセスしづらいこども・若者がいる施設への紙媒体送付

インターネット上の情報にアクセスしづらいこども・若者に対して配布いただく場合、こども家庭庁より紙媒体での送付を行います。

貴部局におかれては、施設宛てにその旨御紹介いただき、紙媒体での送付を希望する施設の御担当者様におかれては、下記フォームより必要事項(配布希望枚数・郵送先等)を御登録ください。

なお、同フォームは、こども家庭庁HP上にも掲載しております。

○申請用フォーム

<https://forms.office.com/r/M2F7QYeb3q>

2 返送方法(郵送又はPDFデータ送付)

パブリックコメント用記入用紙(紙媒体)に記入いただいた意見については、下記宛先に郵送いただくか、施設の御担当者様などにおいてPDF化いただき、下記メールアドレスまで御送付ください。

★パブリックコメント用記入用紙送付先

(郵送)

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付企画調整係 行

(メールアドレス) sougouseisaku.kikakuchousei@cfa.go.jp